

付 議 第 3 号

高知県教育委員会事務委任等規則の一部を改正する規則議案

高知県教育委員会事務委任等規則（平成4年高知県教育委員会規則第1号）の一部を別紙のとおり改正することについて、議決を求めます。

高知県教育委員会事務委任等規則（平成4年教育委員会規則第1号）

第2条 教育委員会は、次に掲げる事務を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。

（3） 規則及び訓令を制定し、又は改廃すること。

教 育 委 員 会 規 則

高知県教育委員会事務委任等規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 月 日

高知県教育長 今城 純子

高知県教育委員会規則第 号

高知県教育委員会事務委任等規則の一部を改正する規則

高知県教育委員会事務委任等規則（平成 4 年高知県教育委員会規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中第 29 号を削り、第 30 号を第 29 号とし、第 31 号から第 34 号までを 1 号ずつ繰り上げる。

附 則

この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

改正等の背景

「公益信託制度の概要」

- ・信託とは：自己の財産を信頼できる他人に託し、あらかじめ定めた目的のために運用等をさせる財産管理制度。
- ・このうち、**公益を目的とする信託**（※）については、**行政機関の許認可**を受けて「**公益信託**」として扱い、信託財産について税制上の優遇措置を講じる仕組みが設けられている（公益信託に関する法律 ※旧：公益信託ニ関スル法律）。

（※）公益信託の例：志ある学生への奨学金の支給、自然環境保全の取組、科学研究への助成、文化振興の助成 等

「公益信託制度の課題と法令改正」

- ・**従来、信託に基づく活動の性質に応じて許可を行う主務官庁が異なり**、各々が許可等の基準を設ける仕組み。
 - ①信託に基づく活動の範囲が都道府県をまたぐ場合、その活動の内容に応じて各省庁が許可を行う
 - ②1つの都道府県にとどまる場合、知事のほか、活動の内容に応じて教育委員会や公安委員会が許可を行う→公益信託の許可や信託に基づく活動の監督について、**対応が統一されていないことが課題として指摘**。
→今般、**公益信託に関する法律等が改正**され、**①は内閣総理大臣、②は都道府県知事に統一して認可権限を付与**。

改正等の概要

- ・法令改正を受け、以下2件の**教育委員会規則を廃止又は一部改正**する必要があるもの（付議第2号及び第3号）。
 - (1) 高知県教育委員会の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則
→令和8年4月1日付けで、**都道府県における公益信託の認可権者は知事に一元化されるため、本件規則は廃止**
 - (2) 高知県教育委員会事務委任等規則
→従来、教育委員会における公益信託の引受けの許可は教育委員会の所管事項であるが、教育委員会から当該権限がなくなるため、**該当する条項（第2条第29号：教育に関する公益信託の引受けを許可すること）を削除**
- ・一方で、**知事が教育に関する公益信託を認可するに当たっては、教育委員会の知見等が引き続き必要**であることから、知事部局から教育次長に対して、当該認可等に関する事務について**補助執行の協議**がなされているもの。
同時に、今般の公益信託に関する制度改正と併せて行われた公益法人法の技術的な改正等を踏まえて、教育委員会の補助執行について定める告示に所要の改正を加えることについて、協議がなされているもの。（付議第4号）

高知県教育委員会事務委任等規則の一部を改正する規則新旧対照表

改正後	改正前
<p>○高知県教育委員会事務委任等規則 平成4年3月3日教育委員会規則第1号 高知県教育委員会事務委任規則をここに公布する。 高知県教育委員会事務委任等規則</p> <p>第1条 略 (委任事務)</p> <p>第2条 教育委員会は、次に掲げる事務を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。 (1)～(28) 略</p> <p><u>(29)</u> 教育職員免許状に関する事務を行うこと。 <u>(30)</u> 技能教育のための施設を指定し、又は指定を解除すること。 <u>(31)</u> 博物館を登録し、又は登録を取り消すこと及び博物館に相当する施設を指定し、又は指定を解除すること。 <u>(32)</u> 社会教育主事の資格認定を行うこと。 <u>(33)</u> 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が特に重要であると認める事項を決定すること。</p> <p>第3条 略 第4条 略</p>	<p>○高知県教育委員会事務委任等規則 平成4年3月3日教育委員会規則第1号 高知県教育委員会事務委任規則をここに公布する。 高知県教育委員会事務委任等規則</p> <p>第1条 略 (委任事務)</p> <p>第2条 教育委員会は、次に掲げる事務を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。 (1)～(28) 略 <u>(29)</u> 教育に関する公益信託の引受けを許可すること。 <u>(30)</u> 教育職員免許状に関する事務を行うこと。 <u>(31)</u> 技能教育のための施設を指定し、又は指定を解除すること。 <u>(32)</u> 博物館を登録し、又は登録を取り消すこと及び博物館に相当する施設を指定し、又は指定を解除すること。 <u>(33)</u> 社会教育主事の資格認定を行うこと。 <u>(34)</u> 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が特に重要であると認める事項を決定すること。</p> <p>第3条 略 第4条 略</p>